

令和8年度 「おおさか木の家」 木材利用促進事業補助金 募集要項

1 補助事業の趣旨・目的

健全な森林の保全や脱炭素社会実現のために社会全体で木材の積極的な利用が求められる中、府は、府内に建築される新築木造住宅における大阪府産材の利用拡大を図るため、予算の定めるところにより、「おおさか木の家」木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものです。

2 対象者（申請できる方）

府内に事業所があり、建設業法による建設業の許可を受けた建設業者・工務店に限ります。

ただし、以下の①～⑥のいずれかに該当する方は応募できません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ②法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ③公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- ④その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者がいる者
- ⑤直近事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑥地方税及びその付帯徴収金を完納していない者

3 定義

本要項において、以下の各号に掲げる用語の定義は次のとおりです。

- (1)「大阪府産材」とは、大阪府産材認証制度実施要領（令和8年7月1日施行）に定めるところによるものとする。
- (2)「木造住宅」とは、主要構造部の過半が木造で、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅をいう。
- (3)「構造材」とは、木造軸組工法（在来工法）の構造躯体を構成する部材のうち、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。）、梁（小屋梁を含む。）、桁、胴差、大引、筋交い又は構造用合板並びに木造枠組壁工法の構造耐力上主要な部分に使用されるものをいう。
- (4)「内外装材」とは、居室、廊下、階段、その他の床、壁及び天井の室内に面する部分並びに外壁に面する部分（外壁と接合しない外構等は除く）に使用される木材をいう。
- (5)「完了」とは、申請の対象とする木工事並びに補助要件における木材利用普及啓発に関する取組が終了したことをいう。
- (6)「木材積」とは、補助対象となる構造材及び内外装材の材積の合計をいう。

4 補助金額

補助対象経費は、新築木造住宅の整備において使用する大阪府産材の構造材及び内外装材とし、補助金額はその使用量に応じて算定します。

補助金額は、大阪府産材による木材積 1 m³につき 2 万円です。

※ただし、上限補助金額は 1 戸あたり 50 万円とし、千円未満は切り捨てとします。

5 補助要件

次の（１）～（７）のすべての要件を満たすものとします。

- （１）補助対象となる全木材積のうち大阪府産材を 30%以上使用すること
- （２）木工事着手前（構造材の現場施工を開始する前）かつ完了予定日の 30 日前までに交付申請すること
- （３）実績報告書を完了後 30 日以内かつ令和 9 年 3 月 16 日までに提出すること
- （４）「大阪府産材を活用する大阪府内の木造住宅事業者」として大阪府 HP への紹介掲載を承諾すること
- （５）府産材利用について、事業者 HP への掲載もしくは SNS への投稿行うとともに、以下の 3 点から 1 つ以上選択して木材利用普及啓発に関する周知、発信を行うこと
 - ・ 建築中のノボリや看板等を掲示
 - ・ 府民向けのチラシ配布
 - ・ 住宅見学会の開催※完了後に開催する場合は、開催予定日及び実施内容が確認できる計画書等を実績報告時に提出すること。
- （６）木材利用に係る CO₂固定量を事業者 HP へ掲載すること
 - ※固定量は大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度算定基準により算定してください。算定基準は下記のホームページから確認ください。
 - URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/ninsyouseido.html>
- （７）補助対象経費について、他の補助事業との重複がないこと

6 申請手続き

申請の手続き等は、以下のとおりです。

- （１） 事前相談先、交付申請書・実績報告書の提出先
一般社団法人 大阪府木材連合会内 大阪府木材情報センター（以下「センター」という。）
〒559-0025 大阪市住之江区平林南 1 丁目 1-8 大阪木材会館 2 階
TEL：06-6115-6104（直通） FAX：06-6685-3102
E-mail：info@mokcenter.jp
- （２） 事前相談
交付申請内容や木材料調達、普及啓発活動の内容に関してセンターに必ず事前に相談してください。
- （３） 申請書類の提出
提出書類を上記の提出先までに電子メールにより提出してください。
なお、追加資料を求められた場合は、それに応じ提出してください。

①募集期間

令和8年10月9日（金曜日）から令和9年1月29日（金曜日）まで

※先着順で申請受付します。

※募集期間内であっても申請件数が予算に達した場合は締切とさせていただきます。

※申請受付はセンターにおいて、書類の確認が完了したタイミングとなります。

②提出書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 構造材・内外装材使用内訳書（様式第2号）

ウ 付近見取図

エ 各階平面図

図面に大阪府産材を使用した箇所が分かるよう色で囲ってください。

また、構造材・内外装材使用内訳書（様式第2号）の「使用木材部位」欄の番号と対応する番号を記載してください。

オ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建築確認申請を要しない住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届（ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写し）

カ 工事請負契約書の写し（ただし、分譲住宅で建築業者と販売業者が同一の場合等、工事請負契約書が存在しない場合は不要。）

キ その他知事が必要と認める書類

③交付要綱及び応募書類等の様式

下記のホームページからダウンロードしてください。

URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/jyoyo_zei/kinoie2026.html

7 事業の実施・中間確認

事業の実施の際には、実績の報告に必要な写真の撮影を忘れないよう、気をつけて下さい。

交付申請書類の受理後、必要に応じてセンターによる現地検査等の中間確認を行います。

検査項目は次のとおりです。

（1）構造材・内外装材の使用状況

補助対象となる部材を目視し、事前の提出書類に記載の使用量や樹種等の突合を行います。構造材は内装工事に着手する前に実施させていただきます。

（2）木材利用に関する普及啓発活動実施状況

事業者HPもしくはSNSに木造住宅整備に際して府産材を活用している旨、掲載されているか確認させていただきます。掲載した際は、速やかにセンターへ報告すること。

また、交付申請時に選択いただいた次の要件の実施状況も確認させていただきます。

①建築中のノボリや看板等を掲示

建築中の物件について、目につく場所に府産材を活用している旨、記載されたノボリ、もしくは看板等を掲示すること。掲示状況を確認させていただきます。

②府民向けのチラシ配布

木材住宅整備に際して府産材を活用している旨、記載された広告チラシを配布すること。チラシデータを確認させていただきます。

③住宅見学会の開催

府民を対象とした住宅見学会を開催すること。その際、府産材利用に関する情報提供を必ず行うこと。見学会への参加や写真等により開催状況を確認します。

ただし、完了後に開催する場合は、開催予定日及び内容が確認できる計画書等を実績報告時に確認します。

8 申請内容の変更

交付申請後の補助金額の増額は原則できませんが、額の増減額や、補助要件の木材利用普及啓発に係る選択項目等、事業の基本的部分に関わる部分で申請内容から変更がある場合は、速やかに補助事業変更承認申請書（様式第4号）をセンターに提出すること。

9 実績の報告

実績報告の手続き等は、以下のとおりです。

（１）報告書類の提出

書類をセンターまで電子メールにより提出してください。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じ提出してください。

①提出期限

完了した日の翌日から起算して30日以内、または令和9年3月16日のいずれか早い日までに、センターに提出すること。

※実績報告日はセンターにおいて、書類の確認が完了した日となります。

②提出書類

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 構造材・内外装材使用内訳書（様式第2号）

ウ 大阪府産材の認証証明書類

・大阪府産材認証制度実施要領で定める「大阪府産材トレーサビリティ管理票」（写）

エ 納品伝票

オ 完成写真

- ・補助対象部位ごとの木材使用状況等を確認することができるもの
- ・外観及び内観全体写真

カ 木材利用普及啓発に関する周知発信の実施状況が分かるもの

- ・HP画面の写し
- ・建築中のノボリや看板等の掲示状況写真
- ・府民向けに配布したチラシデータ
- ・住宅見学会の実施状況写真

※完了後に開催する場合は、開催予定日及び実施内容について確認できる計画書等

③報告書類等の様式

下記のホームページからダウンロードしてください。

URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/jyoyo_zei/kinoie2026.html

10 大阪府産材の証明書類

大阪府産材は、大阪府産材認証制度実施要領で定める「大阪府産材トレーサビリティ管理票」で確認します。実績報告時に写しデータを提出ください。

大阪府産材認証制度実施要領及び管理票については下記のホームページからご確認ください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/oskhusanzaininsho.html>

11 応募に係る注意事項等

- (1) 交付決定した事業者については「大阪府産材を活用する大阪府内の木造住宅事業者」として事業者名及び連絡先等大阪府HPに掲載します。
- (2) 先着順で申請受付を行い、募集期間内であっても申請件数が予算に達した場合はその時点で締切とさせていただきます。また、予算の範囲内で交付決定するため、申請希望額より減額する場合があります。
- (3) 補助金の交付は、原則、補助事業完了後の精算払いとなります。補助金の額の確定の通知を受けた後、速やかに交付請求書（様式第8号）を提出してください。
- (4) 個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報や機密情報が漏洩・滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、法律・条例の規定に基づき、利用目的の範囲内のみ利用し、目的外の利用をすることはありません。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。
- (6) 申請者が交付決定を受けた後に、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合、または該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第3－3号）を提出しなければなりません。
- (7) 真にやむを得ない理由により事業の中止または廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければなりません。なお、補助事業を廃止した場合は、補助金は交付されません。
- (8) 交付申請書（様式第1号）の完了予定日より完了が遅延することが判明した場合は、補助事業遅延等報告書（様式第6号）を提出しなければなりません。

12 事業の基本的な流れ

